

高岡市ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種費の償還払いについて ～定期接種の年齢を過ぎて任意接種（自費）で接種された方～

1. 対象者

令和4年4月1日時点で高岡市に住民登録がある、平成9年4月2日～平成18年4月1日生の女性で、定期接種の年齢を過ぎて任意接種（自費）で接種された方
※9価HPVワクチン（シルガード9）で接種された方は対象になりません。

2. 手続きと助成までの流れ

(1) 下記の必要書類を揃え、令和7年3月末日までに健康増進課の窓口へ提出し、申請してください。

※「予診のみ」の場合は、償還払いの申請の対象となりません。

(2) 審査の上、助成の要件を満たしていると市長が認めるときは、指定された口座に、接種医療機関に支払った予防接種の実費相当額を振り込みます。（1回あたり上限16,400円、最大3回接種分まで）
振込は、申請の翌月末です。

記

■申請期限 令和7年3月末日まで

■窓口提出書類

- ① 高岡市ヒトパピローマウイルス感染症に係る接種償還払請求書（様式第3号）
- ② 予防接種費用の領収書の原本（費用の額及び接種回数を証明できる書類）
- ③ 母子健康手帳または接種済証等に記載された接種記録の写し
- ④ （③が添付できない場合）高岡市ヒトパピローマウイルス感染症に係る接種償還払申請用証明書（様式第4号）
- ⑤ 振込先口座の確認ができるもの（通帳、キャッシュカードの写し等）

※ 郵送される場合は、通帳（銀行名、口座番号、口座種別がわかるページ）の複写でも可能です。請求書に記載もれがないか確認し、送付ください。



【問合せ先（申請窓口）】

〒933-0045 高岡市本丸町 7-25

高岡市健康増進課（保健センター） 予防接種係

TEL 0766-20-1349